

改正

平成7年6月30日条例第42号

平成8年9月27日条例第41号

平成16年12月28日条例第164号

平成21年12月28日条例第133号

長野市文化財保護条例

長野市文化財保護条例（昭和41年長野市条例第108号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 長野市指定有形文化財（第4条—第19条）

第3章 長野市指定無形文化財（第20条—第25条）

第4章 長野市指定有形民俗文化財・長野市指定無形民俗文化財（第26条—第30条）

第5章 長野市指定史跡名勝天然記念物（第31条—第35条）

第6章 長野市選定保存技術（第36条—第38条）

第7章 審議会（第39条—第44条）

第8章 補則（第45条—第47条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）又は文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第3条 長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関

係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 長野市指定有形文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財又は県条例第4条第1項の規定により長野県宝に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち重要なものを長野市指定有形文化財（以下「指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、長野市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該指定有形文化財の所有者等に通知して行うものとする。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、当該指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 指定有形文化財が指定有形文化財としての価値を失つたとき、その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 指定有形文化財について、法第27条第1項の規定による重要文化財又は県条例第4条第1項の規定による長野県宝の指定があつたときは、当該指定有形文化財の指定は解除するものとする。

3 第1項の規定による指定の解除については、前条第3項から第5項までの規定を、前項の規定による指定の解除については、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項及び第2項の規定による指定の解除があつたときは、所有者は、速やかに、指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第6条 指定有形文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、当該指定有形文化財を管理しなければならない。

2 指定有形文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該指

定有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者は、第1項の規定を遵守しなければならない。

（所有者等の変更等）

第7条 指定有形文化財の所有者等に変更があつたときは、新たに所有者等となつた者（以下「新所有者等」という。）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 指定有形文化財の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（滅失、き損等）

第8条 指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者等（管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（所在の変更）

第9条 指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者等は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、この限りでない。

（修理）

第10条 指定有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。

（管理又は修理に関する勧告）

第11条 指定有形文化財の管理が適当でないため当該指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

（経費の補助）

第12条 指定有形文化財の管理又は修理（以下「管理等」という。）につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に耐えない場合その他特別の事情がある場合には、市長は、その経費の全部又は一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 教育委員会は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付の目的を達成するため必要と認

める事項について指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に従わなかつたとき。

(現状変更等の制限)

第14条 指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、非常災害のために必要な応急措置を執る場合を除き、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市長は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第15条 指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第2項の規定による勧告、第12条の規定による補助又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導と助言をすることができる。

(環境保全)

第16条 教育委員会は、指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設の設置を命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、市長は、その通常生ずべき損失を補償する。

(公開)

第17条 指定有形文化財の公開は、所有者等が行うものとする。

- 2 前項の規定は、所有者等の出品に係る指定有形文化財を当該所有者等以外の者が、次項又は第7項に規定する公開の用に供することを妨げるものでない。
- 3 教育委員会は、指定有形文化財の所有者等に対し、6月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため当該指定有形文化財を出品することを勧告することができる。
- 4 教育委員会は、指定有形文化財の所有者等に対し、3月以内の期間を限って、当該指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 5 第3項の規定による出品のために要する費用の全部又は前項の規定による公開のために要する費用の全部若しくは一部を市の負担とすることができる。
- 6 第3項又は第4項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市長は、所有者等に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。
- 7 第3項の規定に該当する場合を除き、指定有形文化財の所有者等以外の者が、その主催する展覧会その他の催しにおいて当該指定有形文化財を公開しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。
- 8 教育委員会は、第4項又は前項の規定による公開及び当該公開に係る指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(保存のための調査)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定有形文化財の所有者等又は管理責任者に対し、当該指定有形文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)

第19条 指定有形文化財の所有者等に変更があつたときは、新所有者等は、当該指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の命令、指示その他の処分による従前の所有者等の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、従前の所有者は、当該指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新たに所有者となつた者に引き渡さなければならない。

第3章 長野市指定無形文化財

(指定)

第20条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財又は県条例第19条第1項の規定により長野県無形文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを長野市指定無形文化財（以下「指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするに当たっては、あらかじめ、当該指定無形文化財の保持者又は保持団体（指定無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）の同意を得て、保持者又は保持団体を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定をした後においても、当該指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、あらかじめ、そのものの同意を得て保持者又は保持団体として追加認定することができる。

4 第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による指定、第2項の規定による認定又は前項の規定による追加認定について準用する。この場合において、同条第4項中「所有者等」とあるのは「保持者又は保持団体の代表者」と読み替えるものとする。

（解除）

第21条 指定無形文化財が指定無形文化財としての価値を失つたとき、その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、保持団体がその構成員の異動等のため保持団体として適当でなくなつたと認められるときその他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3 指定無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財又は県条例第19条第1項の規定による長野県無形文化財の指定があつたときは、当該指定無形文化財の指定は解除するものとする。

4 第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除については、第4条第3項から第5項までの規定を、前項の規定による指定の解除については、同条第4項の規定を準用する。この場合において、同条第4項中「所有者等」とあるのは「保持者又は保持団体の代表者」と読み替えるものとする。

5 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、住所若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

(保存)

第23条 教育委員会は、指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、指定無形文化財について、その記録を作成し、伝承者を養成し、その他その保存のため適当な措置を執り、又は保持者、保持団体その他適当なものを選定してこれらの措置を執らせることができる。

2 市長は、前項の保持者、保持団体その他の者に対し、指定無形文化財の保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 第12条第2項及び第13条の規定は、前項の規定による補助について準用する。

(公開)

第24条 教育委員会は、指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該指定無形文化財の公開を、指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

3 第17条第8項の規定は、第1項の規定による公開について準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 教育委員会は、指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 長野市指定有形民俗文化財・長野市指定無形民俗文化財

(指定)

第26条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財又は県条例第25条第1項の規定により長野県有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを長野市指定有形民俗文化財（以下「指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財又は県条例第25条第1項の規定により長野県無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを長野市指定無形民俗文化財（以下「指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 第4条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による指定有形民俗文化財の指定について

準用する。

3 第4条第3項の規定は、第1項の規定による指定無形民俗文化財の指定について準用する。

4 第1項の規定による指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示して行うものとする。

(解除)

第27条 指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財が指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 第4条第3項から第5項まで及び第5条第4項の規定は、前項の規定による指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

3 第4条第3項の規定は、第1項の規定による指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。

4 指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財又は県条例第25条第1項の規定による長野県有形民俗文化財若しくは長野県無形民俗文化財の指定があつたときは、当該指定有形民俗文化財又は当該指定無形民俗文化財の指定は解除するものとする。

5 第1項及び前項の規定による指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示して行うものとする。

6 第5条第4項の規定は、第4項の場合の指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

(指定有形民俗文化財の保護)

第28条 指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第29条 教育委員会は、指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、その記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市長は、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開を行う者に対し、これに要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第4条第3項、第12条第2項及び第13条の規定は、前項の規定による選択及び補助について準用する。

(準用規定)

第30条 第6条から第15条まで及び第17条から第19条までの規定は指定有形民俗文化財について、第12条第2項、第13条、第17条第8項、第23条(第3項の規定を除く。)、第24条(第3項の規定を除く。)及び第25条の規定は指定無形民俗文化財についてそれぞれ準用する。

第5章 長野市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第31条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物又は県条例第30条第1項の規定により長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物に指定されたものを除く。)のうち重要なものを長野市指定史跡、長野市指定名勝又は長野市指定天然記念物(以下「指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

(解除)

第32条 指定史跡名勝天然記念物が指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物又は県条例第30条第1項の規定による長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物の指定があつたときは、当該指定史跡名勝天然記念物の指定は解除するものとする。

3 第1項の規定による指定の解除については第4条第3項から第5項までの規定を、前項の規定による指定の解除については同条第4項の規定を、準用する。

(標識等の設置)

第33条 指定史跡名勝天然記念物の所有者等は、教育委員会規則で定める基準により、指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いさくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第34条 指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者等(次条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(準用規定)

第35条 第6条から第8条まで、第10条から第16条まで、第18条及び第19条第1項の規定は、指定史跡名勝天然記念物について準用する。この場合において、第10条から第12条まで、第15条及び第18条の規定中「修理」とあるのは「復旧」と読み替えるものとする。

第6章 長野市選定保存技術

(選定等)

第36条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により選定保存技術又は県条例第35条第1項の規定による長野県選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち保存の措置を講ずる必要があるものを長野市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 前項の規定による選定をするに当たっては、あらかじめ、当該市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)の同意を得て、保持者又は保存団体を認定しなければならない。

3 第4条第3項から第5項まで及び第20条第3項の規定は、第1項の規定による選定及び前項の規定による認定について準用する。この場合において、第4条第4項中「所有者等」とあるのは「保持者又は保存団体の代表者」と読み替えるものとする。

(解除)

第37条 市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつたときその他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その選定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められるときその他特殊の事由があるときは、教育委員会は、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 市選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定保存技術又は県条例第35条第1項の規定による長野県選定保存技術の選定があつたときは、当該市選定保存技術の選定は解除するものとする。

4 第1項の規定による選定の解除又は第2項の規定による認定の解除については、第4条第3項から第5項までの規定を、前項の規定による選定の解除については、同条第4項の規定を準用する。

(準用規定)

第38条 第12条第2項、第13条、第21条第5項、第22条及び第23条(第3項の規定を除く。)の規定は、市選定保存技術について準用する。

第7章 審議会

(設置)

第39条 法第190条第1項の規定に基づき、長野市地方文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第40条 削除

(組織)

第41条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第42条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第43条 審議会に、会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第44条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8章 補則

(理由の提示)

第45条 市長は、第13条（第23条第3項、第29条第2項、第30条、第35条及び第38条において準用する場合を含む。）の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、当該所有者等又は保持者等に対してその理由を示さなければならない。

(長野市行政手続条例の適用除外)

第46条 補助金の交付に関する市長の処分については、長野市行政手続条例（平成7年長野市条例第41号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第47条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(長野市文化財専門委員に関する条例の廃止)

- 2 長野市文化財専門委員に関する条例（昭和42年長野市条例第7号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の文化財保護条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定により指定されている長野市指定有形文化財は、この条例による指定有形文化財に、長野市指定無形文化財は、教育委員会が別に定めるところによりこの条例による指定無形文化財若しくは指定無形民俗文化財に、長野市指定民俗文化財は、この条例による指定有形民俗文化財に、長野市指定史跡名勝天然記念物は、この条例による指定史跡名勝天然記念物に、それぞれ指定され、又は旧条例の規定に基づきなされた認定若しくは選択は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 4 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(信州新町及び中条村の編入に伴う経過措置)

- 5 信州新町及び中条村の編入の日（以下この項において「編入日」という。）前に信州新町文化財保護条例（平成4年信州新町条例第8号）又は中条村文化財保護条例（昭和42年中条村条例第2号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。この場合において、文化財の指定に関しては、編入日に長野市教育委員会が新たに指定したものとする。

附 則（平成7年6月30日条例第42号）

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成8年9月27日条例第41号）

(施行期日)

- 1 この条例は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成8年法律第66号）の施行の日（平成8年10月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の長野市文化財保護条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく長野市文化財保護審議会の委員に任命されている者は、改正後の長野市文化財保護条例の規定に基づく長野市地方文化財保護審議会の委員に任命された者とみなす。この場合において、委員の任期は、旧条例の規定に基づく委員として任命された日から起算する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

- 3 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成16年12月28日条例第164号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、同年1月1日から施行する。

（豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村の編入に伴う経過措置）

- 2 平成17年1月1日前に豊野町文化財保護条例（昭和49年豊野町条例第26号）、戸隠村文化財保護条例（昭和44年戸隠村条例第15号）、鬼無里村文化財保護条例（昭和41年鬼無里村条例第3号）及び大岡村文化財保護条例（昭和50年大岡村条例第21号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の長野市文化財保護条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。この場合において、文化財の指定に関しては、平成17年1月1日に長野市教育委員会が新たに指定したものとする。

（長野市市税条例の一部改正）

- 3 長野市市税条例（昭和42年長野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成21年12月28日条例第133号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。